



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ユ ウ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 野 淳 二
(コード：5697、東証第二部)
本 社 所 在 地 大 阪 府 枚 方 市 春 日 北 町 3 丁 目 1 番 1 号
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 企 画 部 長 木 村 雅 祥
(TEL: 072-858-1251)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 69 期定時株主総会（6 月 26 日開催予定）に下記のとおり定款一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、取締役及び監査役に関する責任限定契約の対象が、「社外取締役、社外監査役」から「取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役」に改められたことに伴い、新法に対応し、それらの取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の第 30 条及び第 40 条を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>